

3 先端設備等導入計画の内容及び要件について

中小企業者が、計画期間内に、労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等導入計画を策定し、その内容が中城村の導入促進基本計画に合致する場合に認定します。

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間、4年間又は5年間
労働生産性	<p>計画期間において、基準年度（※1）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること ○算定式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量（※2）</div> <p>※1 直近の事業年度末 ※2 労働者又は労働者数×1人当たり年間就業時間</p>
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア、建物、構築物
計画内容	<ul style="list-style-type: none">・導入促進基本計画に適合するものであること・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること・認定経営革新等支援機関において事前確認を行った計画であること

※先端設備等導入計画に記載された直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するかについて、認定経営革新等支援機関の確認書を取得してください。

※認定経営革新等支援機関：下記URLをクリックすると、中小企業庁のページに移ります。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>